

平成21年5月27日 開会
平成21年5月27日 閉会
(平成21年第1回臨時会)

南丹市議会会議録

南丹市議会事務局

南丹市告示第142号

平成21年第1回南丹市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年5月20日

南丹市長 佐々木 稔納

記

1. 期 日 平成21年5月27日

2. 場 所 南丹市議会議場

3. 付議事件

- (1) 専決処分の承認について（南丹市税条例等の一部改正について）
- (2) 専決処分の承認について（南丹市都市計画税条例の一部改正について）
- (3) 専決処分の承認について（南丹市国民健康保険税条例の一部改正について）
- (4) 専決処分の承認について（平成20年度南丹市一般会計補正予算（第6号））
- (5) 専決処分の承認について（平成20年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））
- (6) 専決処分の承認について（平成20年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第4号））
- (7) 専決処分の承認について（平成20年度南丹市商品券事業特別会計補正予算（第2号））
- (8) 専決処分の承認について（平成20年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第4号））
- (9) 南丹市特別職員の給与に関する条例の一部改正について
- (10) 南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (11) 平成21年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- (12) 南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○開会日に応招した議員

仲 絹 枝	大 面 一 三	高 野 美 好
森 為 次	川 勝 眞 一	末 武 徹
橋 本 尊 文	中 川 幸 朗	小 中 昭
川 勝 儀 昭	藤 井 日出夫	矢 野 康 弘
森 嘉 三	仲 村 学	外 田 誠
中 井 榮 樹	面 村 則 夫	井 尻 治
村 田 憲 一	松 尾 武 治	高 橋 芳 治
八 木 眞	村 田 正 夫	谷 義 治

吉 田 繁 治

○応招しなかった議員

な し

平成21年第1回南丹市議会臨時会会議録

平成21年5月27日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成21年5月27日 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第1号から報告第8号まで（提案理由説明～表決）
日程第4 議案第83号から議案第85号まで（提案理由説明～表決）
日程第5 議案第3号 南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（提案理由説明～表決）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第1号 専決処分の承認について（南丹市税条例等の一部改正について）（市長提出）
報告第2号 専決処分の承認について（南丹市都市計画税条例の一部改正について）（市長提出）
報告第3号 専決処分の承認について（南丹市国民健康保険税条例の一部改正について）（市長提出）
報告第4号 専決処分の承認について（平成20年度南丹市一般会計補正予算（第6号））（市長提出）
報告第5号 専決処分の承認について（平成20年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））（市長提出）
報告第6号 専決処分の承認について（平成20年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第4号））（市長提出）
報告第7号 専決処分の承認について（平成20年度南丹市商品券事業特別会計補正予算（第2号））（市長提出）
報告第8号 専決処分の承認について（平成20年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第4号））（市長提出）
日程第4 議案第83号 南丹市特別職員の給与に関する条例の一部改正について（市長提出）
議案第84号 南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について

(市長提出)

議案第85号 平成21年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

(市長提出)

日程第5 議第3号 南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について (議員提出)

出席議員(25名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 為 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日 出 夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 面 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 高 橋 芳 治
23番 八 木 眞	24番 村 田 正 夫	25番 谷 義 治
26番 吉 田 繁 治		

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	局長 補 佐	森 雅 克
主 任	西 田 紀 子	主 任	安 木 裕 一 郎

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総合政策担当部長 兼総合政策室長	大 野 光 博
総 務 部 長	松 田 清 孝	企画管理部長	上 原 文 和
市 民 部 長	西 村 良 平	福 祉 部 長 兼福祉事務所長	永 塚 則 昭
農 林 商 工 部 長	神 田 衛	土 木 建 築 部 長	山 内 明
上 下 水 道 部 長	井 上 修 男	教 育 次 長	東 野 裕 和
会 計 管 理 者	小 寺 貞 明		

午前10時00分開会

○議長（吉田 繁治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は25名であります。

これより、平成21年第1回南丹市議会臨時会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、ご報告をいたします。

本臨時会における理事者の出席要求につきましては、お手元配布の文書のとおり要求しておきましたので、ご覧おき願います。

続いて、4月1日付けで部長級の異動がありましたので、紹介を受けることといたします。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。

それではただいま議長よりお許しをいただきましたので、本年4月1日付けで人事異動をいたしました部長級を紹介いたします。総合政策担当部長兼総合政策室長の**大野光博**でございます。

○総合政策担当部長兼総合政策室長（**大野 光博君**） どうぞよろしくお願いいたします。

○市長（佐々木 稔納君） 企画管理部長の上原文和でございますが、人事秘書課長の兼務を解きました。

○企画管理部長（**上原 文和君**） どうぞよろしくお願いいたします。

○市長（佐々木 稔納君） 市民部長の西村良平でございます。

○市民部長（**西村 良平君**） 西村でございます。何かとお世話になりますが、よろしくご指導賜りますようお願いいたします。

○市長（佐々木 稔納君） 福祉部長兼福祉事務所長の**永塚則昭**でございます。子育て支援課長の兼務を解きました。

○福祉部長兼福祉事務所長（**永塚 則昭君**） 引き続きまして、よろしくお願いいたします。

○市長（佐々木 稔納君） 農林商工部長の**神田衛**でございます。

○農林商工部長（**神田 衛君**） 神田です。どうか、よろしくお願いいたします。

○市長（佐々木 稔納君） 会計管理者の**小寺貞明**でございます。

○会計管理者（**小寺 貞明君**） どうぞよろしくお願いいたします。

○市長（佐々木 稔納君） 教育委員会教育次長、**東野裕和**でございますが、教育総務課長の兼務を解きました。

○教育委員会教育次長（**東野 裕和君**） よろしくお願ひします

○市長（佐々木 稔納君） 以上でございます。

今後とも大変お世話になります但よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田 繁治君） これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に、7番、橋本尊文議員、21番、松尾武治議員を指名いたします。

よろしくお願ひします。

日程第2 会期の決定について

○議長（吉田 繁治君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） ご異議なしと認めて、さよう決めます。

日程第3 報告第1号から報告第8号まで

日程第4 議案第83号から議案第85号まで

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第3「報告第1号から報告第8号まで」及び日程第4「議案第83号から議案第85号まで」を一括して、議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 本日ここに、平成21年第1回南丹市議会臨時会を招集させていただきますところ、議員の皆様方にはご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました専決処分の承認を求める件について、ご説明を申し上げます。

まず、報告第1号、南丹市税条例等の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成21年4月1日に施行されたことに伴ひ市条例を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成21年3月31日付けで専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものであります。

今回の改正は、昨年9月に世界経済が百年に一度と言われる激震に見舞われ、国内経済において消費、雇用情勢の急速な悪化をもたらしており、迅速で効果的な景気対策が求められる中、固定資産税の土地の負担調整措置が平成23年度まで延長され、据え置き年度においても評価額の下落修正ができる特例措置が継続されることとなり、また、新築住宅等に対する固定資産税の減免措置に新築された認定長期優良住宅、中高層耐火

住宅が追加され、さらには、個人住民税の上場株式等の配当及び譲渡益にかかる軽減税率の適用期限の1年間の延長並びに優良宅地造成のための土地譲渡所得にかかる市民税の軽減措置の5年間の延長がなされたものであります。

次に、報告第2号、南丹市都市計画税条例の一部改正につきましても、地方税法の一部を改正する法律が平成21年4月1日に施行されたことにより、固定資産にかかる都市計画税の負担調整措置が平成23年度まで延長されたことに伴い市条例の該当箇所を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成21年3月31日付けで専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものであります。

次に、報告第3号、南丹市国民健康保険税条例の一部改正につきましても、地方税法の一部を改正する法律が平成21年4月1日に施行されたことにより、国民健康保険税の介護納付金分の賦課限度額が9万円から10万円に改正されたことに伴い市条例の該当箇所を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成21年3月31日付けで専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものであります。

続きまして、報告第4号から報告第8号、平成20年度南丹市一般会計及び特別会計補正予算につきまして、一括してご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、行政運営上予算措置が必要なものにつきまして補正予算計上とし、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成21年3月31日付けで専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき、報告をし、承認を求めるものであります。

まず、報告第4号、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算総額から3,177万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額を228億4,685万4,000円に補正しております。その主な内容につきましては、予算に関する説明書に沿って歳出よりご説明を申し上げます。

最初に総務費では、地域情報基盤整備事業などの事業費確定に伴いまして599万8,000円の減額をいたしております。

商工費では、商工振興融資利子補給事業や企業支援事業の確定に伴い833万円の減額をいたしております。

土木費では、道路除雪事業の確定に伴い638万9,000円の減額をいたしております。

消防費におきましては、消防団員退職報償金、消防団活動推進費、消防水利整備事業の確定に伴いまして468万6,000円の減額をいたしております。

教育費では、殿田小学校改築事業の確定などに伴い560万8,000円の減額をいたしております。

公債費では、一時借入金利子で76万7,000円の減額をしております。

次に、これら歳出を賄います歳入につきましては、主な財源のご説明を申し上げます。
市税につきましては、市たばこ税531万2,000円を減額いたしております。

地方譲与税から交通安全対策特別交付金までの一般財源につきましては、交付額の確定によりまして8,814万2,000円の増額をしております。このうち特別交付税につきましては1億4,065万6,000円を増額いたしております。

分担金及び負担金につきましては、有線テレビ受益者分担金及びインターネットサービス加入分担金243万円を増額しております。使用料及び手数料につきましては、有線テレビ使用料及び分担金等督促手数料26万3,000円を増額いたしております。

国庫支出金につきましては、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金や消防防災施設整備補助金の決定に伴い26万7,000円を減額いたしております。

府支出金につきましては、京都府未来づくり交付金や地域防災力総合支援整備事業補助金などの決定に伴い155万5,000円の増額をいたしております。

財産収入では、市有土地等貸付料1万1,000円、財政調整基金、地域福祉基金、義務教育施設整備基金及び園部女性の館管理運営基金の運用利子収入により、39万円及び土地売却収入9万7,000円を増額いたしております。

寄付金につきましては、ふるさと南丹応援寄付金1万6,000円の増額をしております。

繰入金では、商品券事業特別会計繰入金142万4,000円の増額、財政調整基金繰入金を1億1,652万7,000円減額、殿田小学校改築事業に伴います義務教育施設整備基金繰入金を103万5,000円増額いたしております。

諸収入におきましては、過年度収入として消防防災施設整備国庫補助金991万円を増額、総務費雑入CATVインターネット利用料等戻入金500万円、消防費雑入、消防団員退職報償金134万5,000円をそれぞれ減額いたしております。

市債では、事業費の確定に伴いまして情報基盤整備事業債に100万円の増額、社会福祉施設整備事業債230万円、道路橋りょう整備事業債210万円、消防施設整備事業債70万円、義務教育施設整備事業債450万円をそれぞれ減額いたしております。

なお、第2表、地方債補正におきましては、これらの変更をいたしております。

以上が、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第6号）の主な内容であります。

次に、報告第5号、平成20年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算総額から1,691万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額を7億4,845万6,000円に補正いたしております。

主な内容といたしましては、歳出におきまして、施設管理費で1,075万2,000円の減額、関係機関からの依頼により実施する水道管の移設費で1,691万8,000円の減額、基金費で簡易水道事業基金積立金1,552万6,000円の増額など

であります。

歳入では、水道管の移設にかかる受託工事収入で1,691万8,000円の減額をいたしております。

以上が、平成20年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の内容であります。

次に、報告第6号、平成20年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、事業の確定見込みにより既定の歳入歳出予算総額から1,011万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額を29億1,288万円に補正いたしております。

主な内容といたしましては、歳出で、総務費の総務管理費で957万3,000円の減額、公債費の一時借入金利子で53万9,000円の減額であります。

歳入では、繰入金の基金繰入金で1,011万2,000円の減額をいたしております。

以上が、平成20年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の内容であります。

次に、報告第7号、平成20年度南丹市商品券事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

商品券事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算総額の変更はございません。

主な内容といたしましては、歳出で市の商品券事業の終結に伴う当会計の最終清算に当たりまして、余剰金142万4,000円を一般会計へ繰り出すものであります。

以上が、平成20年度南丹市商品券事業特別会計補正予算（第2号）の内容であります。

次に、報告第8号、平成20年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

土地取得事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,500万円を減額し、歳入歳出予算総額を2億577万7,000円といたしました。

主な内容につきましては、事業費の小山東町区画整理事業につきまして、平成台の分譲地1区画分の歳出の用地取得費と歳入の不動産売払収入をそれぞれ2,500万円減額いたしております。

以上が、平成20年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第4号）の内容であります。

以上をもちまして、報告第1号から報告第8号にかかる専決処分の報告とさせていただきます。

何とぞご審議をいただき、ご承認賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第83号から議案第85号の議決を求める件につきまして一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第83号、南丹市特別職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。本年5月1日の人事院臨時勧告を受け、市条例を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、附則を追加し、本年6月支給の期末手当を0.15月減額し、支給月数を1.45月とするものであります。

次に、議案第84号、南丹市職員の給与に関する条例の一部改正につきましても、本年5月1日の人事院臨時勧告を受け、市条例を改正するものであります。改正の内容といたしましては、附則を追加し、一般職員及び特定幹部職員においては本年6月支給の期末手当及び勤勉手当を併せて0.2月減額し、支給月数を1.95月とするものであり、再任用職員においては、同じく期末手当及び勤勉手当を併せて0.1月減額し、支給月数を1月とするものであります。

なお、国家公務員の給与に関する法律の改正につきましても、現在、国会で審議中でございます。

次に、議案第85号、平成21年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。平成20年度南丹市老人保健事業特別会計の国庫負担金の交付額が交付申請額を大きく下回る結果となり、収入未済となるため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、出納整理期間中に平成20年度会計に繰上充用するものであり、平成21年度南丹市老人保健事業特別会計の歳入歳出それぞれ2,236万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を8,406万4,000円とするものであります。

歳出の繰上充用金で2,236万4,000円を追加し、その財源として歳入で過年度国庫負担金を同額計上いたしております。

以上が、平成21年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の内容であります。

以上をもちまして、議案第83号から議案第85号にかかる提案理由の説明とさせていただきます。

何とぞご審議をいただき、可決決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

この際、特に、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております報告第1号から報告第8号まで及び議案第83号から議案第85号までにつきましては、お手元配布の議案付託表（その1）のとおり、所

管の常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に常任委員会を開いていただきますが、総務常任委員会は全協室、産業建設常任委員会は2階第1会議室、厚生常任委員会は2階第2会議室でよろしく願いいたします。

午前10時19分休憩

.....

午前12時00分再開

○議長（吉田 繁治君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を続けます。

これより、各委員長の審査報告を求めます。

まず、面村総務常任委員長。

委員長。

○総務常任委員長（面村 則夫君） それでは本臨時会におきまして、総務常任委員会に付託されました報告4件、議案2件についてそれぞれ慎重に審査を行ったところでございます。これより審査の状況と結果について報告をいたします。

まず、報告第1号、専決処分の承認についてであります。

これは南丹市税条例等の一部改正でございますが、本件につきましては採決の結果賛成全員により承認することに決しました。

次に、報告第2号、専決処分の承認について、南丹市都市計画税条例の一部改正であります。審査の結果全員の賛成により、承認することに決しました。

次に、報告第4号、専決処分の承認について、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第6号）であります。

担当部長、次長より詳細説明を受け審査を行い、表決の結果、賛成全員により承認することに決しました。

次に、報告第8号、専決処分の承認について、平成20年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

担当部長より詳細説明を受け質疑に入り、全員の賛成により承認することに決しました。

次に、議案第83号、南丹市特別職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

詳細説明を受け質疑に入り、審査の結果賛成全員により可決をいたしました。

次に、議案第84号、南丹市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

これも詳細説明を受け質疑に入り、職員の処遇改善に今後とも努められたいとの意見があり、審査の結果賛成多数で可決をいたしました。

以上、本臨時会において総務常任委員会に付託されました議案の審査並びに審査状況の結果の報告といたします。

以上でございます。

○議長（吉田 繁治君） 続きまして、中井産業建設常任委員長。
委員長。

○産業建設常任委員長（中井 榮樹君） それでは、産業建設常任委員会に本日付託をされました4議案につきまして、審査の経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

本件につきましては、本日休憩中に産業建設常任委員会を開催いたし、各部課長より詳細な説明を受けたのち、慎重に審査を行ったところでございます。

まず、報告第4号、専決処分の承認について、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

担当部課長より詳細説明を受けたのち、質疑を行いました。主な質疑としては、除雪費として638万9,000円と大きな補正を組んであるにもかかわらず、減額となっているが見込み違いかとの質問に対し、補正の時期的なものがあり、予測ができないところがある。平成10年度から平成19年度の平均を出し、当初予算を計上していた、との説明がございました。

以上、質疑を終結し、討論もなく、表決の結果、報告第4号は賛成全員により、承認すべきものと決しました。

次に、報告第5号、専決処分の承認について、平成20年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、主だった質疑もなく、また討論もなく、表決の結果、報告第5号は賛成全員により承認すべきものと決しました。

次に、報告第6号、専決処分の承認について、平成20年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

この報告につきましても、主だった質疑はなく、また、討論もなく、表決の結果、報告第6号は賛成全員により、承認すべきものと決しました。

次に、報告第7号、専決処分の承認について、平成20年度南丹市商品券事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

主な質疑としては、791万7,500円の未換金があるが、即ち眠っているわけですが、救済処置等はこの質問に対し、12年度から11年間、旧園部町において取り扱われたものであり、総売り上げは2億6,475万6,000円で、換金がそのうち2億5,683万8,500円となっており、791万7,500円の未換金が残っておるということであり、救済処置は講じていないということがございました。

以上、質疑を終結し討論もなく、表決の結果、報告第7号は賛成全員により、承認すべきものと決しました。

以上、誠に簡単ではございますが産業建設常任委員会委員長報告とさせていただきます

○議長（吉田 繁治君） 続いて、松尾厚生常任委員長。
委員長。

○厚生常任委員長（松尾 武治君） それでは、厚生常任委員会に付託されました議案につきまして、報告をさせていただきます。厚生常任委員会を開催いたしまして、審査をいたしましたので、審査結果のご報告をいたします。

報告第3号、専決処分の承認について、南丹市国民健康保険税条例の一部改正について、挙手全員で承認しました。

報告第4号、専決処分の承認について、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第6号）は、挙手全員で承認しました。

議案第85号、平成21年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は、挙手全員で可決しました。

以上、誠に簡単ですが厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

特に、討論ございませんか。

2番、大面議員。

○議員（大面 一三君） 昼前にご苦勞様でございます。お世話になります。日本共産党・住民協働市会議員団の大面でございます。議員団を代表いたしまして、議案第84号、南丹市職員の給与に関する条例の一部改正についての反対討論を行ってまいります。

未曾有の経済危機のもと、国民の生活は大変厳しい状況でございます。そうした情勢適応の観点から、今回、提案されております議案第83号、南丹市特別職の給与に関する条例の一部改正及び議員提出議案であります南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については賛成するものでありますが、議案第84号、南丹市職員の給与に関する条例の一部改正については、賛成しかねるものであります。

今回、国家公務員や地方公務員の賃金を勧告するその人事院は、異例で唐突な形で夏季一時金を削減する勧告を行ったところであります。その内容は夏季一時金について、民間の特別調査により、昨年度比で13.2%の激減があるとして0.2月分、率で前年比9.3%の支給を減額をしようとするものであります。皆さんも、既にご存じのとおり、日本の公務員労働者は労働基準権を著しく制限させております。団結権はありますが、争議権はなく、団体交渉権はあっても、協定締結権はございません。その労働基本権剥奪の代償機関として人事院制度が設けられております。今回の夏季手当の大幅減額は、公正・中立、そしてまた、客観的対応が特に求められる人事院のあり方そのもの

が問われている問題も含んでおります。今回の勧告が極めて短期間のその調査によりまして、正確性、そして妥当性を疑問視せざるを得ない内容を含んでおります。今回の削減は国、そしてまた、地方公務員、関連労働者を含めて、数千億円の賃金削減が予想されております。一層の内需が冷え込み、そうした状況を作り出しながら、地場賃金、そしてまた、地域経済に大きな影響を及ぼし、賃金削減のサイクルを作り出していくことになりかねない状況であります。また、今回のこの提案で、その説明の中で情勢適応の原則の観点から南丹市においても、国家公務員に準拠する必要があるとそのようなことが提案理由の説明としてございます。南丹市の職員給与水準はラスパイレス指数が88.1と極めて低く、公務員平均よりも、12ポイントも低い状況にございます。亀岡市職員は97、中部広域消防組合職員は98と、ほぼ国家公務員に準拠をしている状況であります。この南丹市のラスパイレス88.1は、京都府下の市町村の中ではワースト2であります。市レベルでは最悪の最低の水準にあります。また、そのことが市の嘱託職員、そして臨時職員とその賃金の低さに表れている面もあります。基本賃金については触れずに、一時金の大幅削減には国家公務員に準拠する必要があるとする、この条例の改正については、職員の生活不安、そしてまた、労働意欲を後退させることとなります。現行を据え置き、抜本的改善を進めるべきであります。そのことを申し上げ、反対討論といたします。

ぜひ皆さん方のご賛同をいただきますことを心からお願い申し上げまして、討論を終わります。

○議長（吉田 繁治君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより順次採決をいたします。

まず、報告第1号から報告第8号までの専決処分承認案件8件を、一括して起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案承認であります。

本案委員長の報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田 繁治君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第83号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田 繁治君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案委員長の報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(吉田 繁治君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案委員長の報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(吉田 繁治君) 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第3号 南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長(吉田 繁治君) 次に、日程第5、議第3号「南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

谷義治議員。

○議員(谷 義治君) ただいま上程いただきました議案の提案理由について、説明を申し上げます。

議第3号、南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、平成21年5月1日に人事院が民間企業において、景気悪化により本年の夏季ボーナスが大幅な減額となることが想定される実態を反映させるため、国や内閣に臨時勧告を行ったところであります。政府も勧告に基づき国家公務員給与法を改正する方針であり、また、国会議員においても2カ月分をカットする方針で審議が進んでいるところであります。昨今の経済情勢、社会情勢を考慮いたしますとき、南丹市議会においても議員の期末手当について6月支給分の1.6カ月を0.15カ月引き下げ、1.45カ月にしようとするものであります。

何とぞご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(吉田 繁治君) 以上で、提出者の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第3号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) ご異議なしと認めます。

よって、議第3号については委員会付託を省略することに決しました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
谷議員ご苦勞さんでした。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
それでは議第3号を採決いたします。
議第3号については原案のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。
(起立全員)

○議長(吉田 繁治君) 起立全員であります。
よって、議第3号については原案のとおり可決されました。

○議長(吉田 繁治君) 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
今臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。
これにて、平成21年第1回南丹市議会臨時会を閉会といたします。
大変ご苦勞さんでした。

午前12時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 吉田 繁 治

南丹市議会議員 橋本 尊 文

南丹市議会議員 松尾 武 治